

第三次南相馬市子ども読書活動推進計画（素案）に係る パブリックコメント手続きの実施について

1 実施概要

(1) 公表する資料

- ①第三次南相馬市子ども読書活動推進計画（素案）概要…資料 5 - 2
- ②第三次南相馬市子ども読書活動推進計画（素案）…資料 5 - 3

(2) 意見の提出方法

- ①意見提出の書式は自由、住所、氏名、電話番号を明記
- ②提出方法は持参、郵送、FAX及び電子メール

(3) 意見の提出期限・公表期間

12月1日（火）から12月20日（日）まで

(4) 公表場所

広報みなみそうま、市ホームページ、各区役所総合案内、各生涯学習センター、
市民情報交流センター

(5) 提出・問合せ先

〒975-0004 南相馬市原町区旭町二丁目7番地の1
南相馬市立中央図書館
TEL 0244-23-7789 Fax 24-6986
電子メール toshokan@city.minamisoma.lg.jp

2 今後のスケジュールについて

No.	日付	項目
1	12月1日（火）～ 12月20日（日）	パブリックコメント手続き
2	令和3年1月上旬	第2回市民検討委員会、第2回図書館協議会
3	令和3年2月10日（水）	企画調整会議
4	令和3年2月18日（木）	庁議
5	令和3年2月19日（金）	教育委員会定例会
6	令和3年3月	計画公表

計画策定の目的と位置づけ

平成28年3月に「第二次南相馬市子ども読書活動推進計画（以下「第二次推進計画」という。）を策定し、家庭、地域、学校などでそれぞれの役割を果たしながら、各種事業の展開につとめてきたところですが、令和2年度が最終年度となるため、これまでの取組みの成果や課題、情報通信技術の進展など諸情勢の変化等を検討した上で「第三次南相馬市子ども読書活動推進計画」を策定するものです。

目指す子どもの読書推進の姿

■読書が好きな子どもがたくさんいるまち ■子どもに読書の楽しさを伝える人がたくさんいるまち
 子どもたちの周りには、「子どもに本を読む人」「子どもに本を手渡す人」「子どもが本と出会う環境づくりをする人」など、子どもに読書の楽しさを伝える人がいるまちを目指します。

第二次推進計画の主な成果と課題

成果

- 乳幼児の親を対象とした母子健康事業での読み聞かせや子どもと絵本を結びつけるブックスタート及び図書館等でおはなし会の取組み等により、家庭における0～6歳までの子どもに対する読み聞かせは根付きつつあると言えます。
- 学校司書の配置や学校図書館の整備を図ることなども、子どもが本に親しむ機会として大切な役割を果たしています。また、その取組みにより、「本を読むことが好き」と答えた小中学生の割合や学校図書館における小中学生への年間一人当たりの貸出点数は大きく目標値を達成しました。
- 図書館での高校生企画事業では、開館10周年である令和元年度に美術作品の展示のほか高校生による出版販売を実施し、図書館での協働事業を実施できました。

課題

- 小・中学校の読書量は、学校ごとに特色のある様々な読書活動により増加していますが、成果指標に掲げた最近1か月に本を読まない小中学生の割合は、目標値を下回っており、より多くの子どもたちが読書習慣を身につけるために、今後も継続して発達段階に合わせた資料の収集や、学校と図書館で連携した取組みを行うことが必要です。
- 小中学校における学校司書の配置状況は、100%を達成していますが、平成29年から配置を開始した専任の学校司書については、令和2年10月現在、12名で小学校15校、中学校6校をカバーしている状態です。学校司書は児童生徒と本及び学校図書館を結びつける重要な役割を担っていることから、全小中学校に専任配置可能となる適正な人数の配置や、研修等を通じた資質の向上が必要と言えます。
- 高校生など（概ね16歳～18歳）の時期は、全国的に読書離れが進んでいるといわれています。本市においても特に読書量の減少傾向が認められます。ティーンズ世代のニーズを的確に把握し、読書意欲の喚起につながるような資料収集やSNS等で興味や関心がもてるような情報提供を行うとともに、高校生が参加しやすい事業を実施し、読書への関心を促進する取組みが必要と言えます。
- 本市では、小中学校におけるICT環境整備を進めており、近年の情報通信手段の普及に伴う子どもたちの読書環境への変化にも対応できる環境づくりが必要です。

第三次推進計画の基本的な考え方

基本理念

『読書のちから 生きぬくちから』

情報化社会の中で生まれ育っている子どもたちには、溢れる情報の中から何が正しいのか、自分で判断する力が必要となってきています。次世代を担う子どもたちが、読書を通じて読解力や判断力、想像力、思考力など生きる力を身につけていけるよう読書活動の推進に取り組んでいきます。

基本方針1

子どもの発達段階に応じた読書活動を推進します

子どもは日々成長する過程で、本に出会う機会や親しむ本が違っていきます。子どもの成長を引き出し、成長を見守る読書環境を整備し、生涯にわたり読書をする習慣を身につけるよう、読書活動を推進します。

推進の方策

(1) 乳幼児への取組み

- 目標1：保護者に本との出会いの大切さについて伝える機会を増やします
- 目標2：本の楽しさを実感できる機会を増やします
- 目標3：乳幼児が本と出会うことができる環境をつくります。

(2) 小中学生への取組み

- 目標1：小中学生が読書の楽しさを実感できる機会を増やします
- 目標2：学校図書館を、読書や授業で活用できる場所にします
- 目標3：保護者に向けて、小中学生の読書の重要性について伝える機会を増やします

(3) 高校生などへの取組み

- 目標1：高校生などが読書に興味をもつ機会を増やします

(4) 支援を必要とする子どもへの取組み

- 目標1：読書活動や図書館利用がしにくい子どもが、読書に親しめる機会を増やします

基本方針2

子どもの読書に関わる団体と連携し、読書を応援する人とともに読書活動を推進します

子どもの読書には、家で読み聞かせをする家族、幼稚園・保育園で読み聞かせをする先生、学校図書館や市立図書館で本の楽しさを伝える司書以外にも、ボランティアや子ども文庫をひらく地域の人々の存在が欠かせません。このような本と親しむ機会をつくっている身近な人と連携し、子どもの読書活動を一緒に推進します。

推進の方策

(5) 地域の読書活動を応援する取組み

- 目標1：子どもの読書活動を応援する人を支援します

基本方針3

子どもの読書環境の整備・充実を推進します

児童・青少年用図書資料の充実した提供を行うとともに、ICTを活用した情報環境の変化に対応できる読書環境の整備を目指し、電子図書等の新しい情報通信の活用の可能性について検討します

推進の方策

(6) 読書や学習のための環境整備の取組み

- 目標1：多様なニーズを捉えた読書環境の整備に努めます

第三次

南相馬市子ども読書活動推進計画

読書のちから＊生きぬくちから



令和3年3月

南相馬市教育委員会

はじめに

子どもは、本の世界の中での経験を通して、「考える力」「感じる力」「想像する力」「表現する力」を高めます。読書は、子どもたちの成長を育むうえで大きな役割を果たすものです。子どもの読書活動には、社会全体で積極的に環境の整備を推進していくことが、重要だと考えております。

本市では、平成21年3月に「南相馬市子ども読書活動推進計画」を策定、平成28年3月には「第二次南相馬市子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動の推進に取り組んできました。その間、子どもの読書週間や夏休み期間等を利用した特別企画の実施や移動図書館車の運行、学校教育課と連携し、「学校図書館支援事業」を拡大するなど、子どものための資料や成長に応じたサービスを実施し、一定の成果をみることができました。

しかし、東日本大震災とそれに伴う福島第一原子力発電所の事故から10年が経過し、幼少期における度重なる避難経験や屋外活動の制限等は、今でも子どもたちの学習や学力、家庭の教育力などに大きな影響を及ぼしています。

このたび策定いたしました「第三次南相馬市子ども読書活動推進計画」は、第二次推進計画の目的や基本方針を引き継ぎながら、本市の未来を担う子どもの読書活動を推進するために、取り組むべき方策を示したものです。

「南相馬市復興総合計画後期基本計画」においては、「読書活動の推進と図書館の充実」を重点戦略として掲げています。また「南相馬市教育振興基本計画後期計画」においては、「学校図書館及び図書館教育の充実の促進」「読書活動の推進と図書資料の充実」を掲げております。子どもの読書活動をより活発にし、推進していくことは、子どもたちの「生きぬく力」を身につけるための重要な意義をもっております。

この計画の趣旨をご理解いただき、未来を担う子どもたち一人ひとりが、読書に親しめる環境づくりを進めていけますように皆様のご支援・ご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、第三次南相馬市子ども読書活動推進計画策定市民検討委員会の皆様をはじめ、多くの市民の皆様から貴重なご意見・ご提言をいただきましたことに対し、深く感謝申し上げます。

令和3年3月

南相馬市教育委員会
教育長 大和田 博行

目 次

第1章	第三次南相馬市子ども読書活動推進計画策定にあたって	
1	計画策定の背景	1
2	第二次推進計画の進捗状況と課題	4
第2章	第三次南相馬市子ども読書活動推進計画の方針	
1	策定の基本的な考え方	11
2	基本理念	11
3	目指す子どもの読書活動推進の姿	12
4	基本方針	13
5	計画期間	13
第3章	推進のための具体的な取組み	
1	乳幼児への取組み	15
2	小中学生への取組み	16
3	高校生などへの取組み	18
4	支援を必要とする子どもへの取組み	19
5	地域の読書活動を応援する取組み	20
6	読書や学習のための環境整備の取組み	20
第4章	計画の推進	
1	広報と啓発	22
2	関係機関などとの連携	22
3	計画の進行管理	22
4	第三次子ども読書活動推進計画 活動指標一覧	23
資料1	子どもの読書活動の推進に関する法律	27
資料2	学校図書館法	29

第1章 第三次南相馬市子ども読書活動推進計画 策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) 国の動向

平成13年12月に、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、子どもの健やかな成長に資することを目的とした「子どもの読書活動の推進に関する法律」（以下「推進法」という。）（平成13年法律第154号）が施行されました。

推進法では、子どもの読書活動の推進に関し基本理念を定め、国・都道府県・市町村の責務などを明らかにするとともに、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）を策定・公表すること、4月23日を「子ども読書の日」とすることなどを定めました。

それに基づき、平成14年8月に第一次基本計画、平成20年3月に第二次基本計画を、平成25年5月には第三次基本計画を策定しました。第三次基本計画期間中には、学校図書館法の改正、学習指導要領の改訂など、子どもの読書活動に関連する法制上の整備がなされるとともに、文部科学省において、平成29年から令和3年度までを期間とする新たな「学校図書館図書整備等5か年計画」も策定されています。

平成30年4月には、第三次基本計画期間における成果や課題、諸情勢の変化などを踏まえ、第四次基本計画が策定されました。

(2) 福島県の動向

平成16年3月に、学校・家庭・地域などがそれぞれの役割を果たしながら相互に連携し、子どもの読書活動推進の基本となる方針と具体的な方策を明らかにした「福島県子ども読書活動推進計画」（以下「一次計画」という。）が策定されました。

平成20年3月には、推進の視点を普及啓発から実践に重点を置くなど、計画内容の一部を見直したほか、一次計画の進捗状況を把握するための指標として数値目標を設定し、第一次計画の後期における各種取組みを推進しました。

平成22年3月には、第6次福島県総合教育計画との整合を図りな

がら、子どもが自主的に読書活動に取り組むことができる環境を整備するため、県や市町村などが実施すべき施策の方向性をまとめた「第二次福島県子ども読書活動推進計画」が策定され、平成27年2月には、国の第三次基本計画を踏まえ、「第三次福島県子ども読書活動推進計画」が策定、令和2年2月には、国の第四次基本計画及びこれまでの成果と課題を踏まえ、「ふくしまの未来をひらく 読書の力」を基本理念（スローガン）に「第四次福島県子ども読書活動推進計画」が策定されました。

（3）南相馬市の動向

平成21年3月に、「南相馬市総合計画」「南相馬市教育振興基本計画」を踏まえ、「南相馬市子ども読書活動推進計画」（以下「第一次推進計画」という。）を策定しました。

平成28年3月には、東日本大震災後の子どもの読書環境の変化を捉えるとともに「第一次推進計画」の進捗状況を踏まえ、「第二次南相馬市子ども読書活動推進計画（以下「第二次推進計画」という。）を策定し、家庭、地域、学校などでそれぞれの役割を果たしながら、各種事業を展開してまいりました。

また、令和元年度に南相馬市教育振興基本計画後期計画が策定され、子どもの読書活動推進が重点的に実施する取組みの一つとして位置づけられており、今後更なる推進が求められています。

子どもは、読書活動を通じて、読解力や想像力、思考力、表現力を養うとともに、多くの知識を得、多様な文化を理解することができるようになります。また、読書活動は、様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していく力や、情報通信技術（ICT）の普及によって身近にあふれる情報の意味を吟味し読み解く力、それを基に自分の考えを形成し表現するなど新しい時代に必要となる資質・能力を育みます。これらの趣旨を踏まえ、第二次推進計画の内容を見直し「第三次南相馬市子ども読書活動推進計画（以下「第三次推進計画」という。）を策定することとしました。

今後は、この計画に沿って、子どもに読書の楽しさを実感させ、生涯にわたり望ましい読書習慣が確立できるよう読書活動の推進と図書館資料の充実を図ります。

(4) 国・県・市の各計画の策定年度及び計画期間

	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
国	第1次(概ね5年間)					第2次(概ね5年間)					第3次		
県	第1次(概ね5年間) ※平成20年に計画一部見直し							第2次(概ね5年間)					
市									第1次(H21年度~H24年度)				
	震災でH22年度~H24年度間の計画の進行管理できず H26年度を最終年度として取組みを検証												
	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	
	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	
国	第3次(概ね5年間)			第4次(概ね5年間)									
県	第3次(概ね5年間)					第4次(概ね5年間)							
市	第2次(計画期間H28年度~R2年度)						第3次(計画期間R3年度~R8年度)						

2 第二次子ども読書活動推進計画の進捗状況と課題

(1) 乳幼児への取組み

目標1：保護者に本との出会いの大切さについて伝える機会を増やします

目標2：本の楽しさを実感できる機会を増やします

目標3：乳幼児が本と出会うことができる環境をつくります

■成果指標

①最近1年間で図書館を利用した乳幼児の割合		
平成26年度 (策定時)	令和元年度 (現状値)	令和2年度 (目標値)
7.6%	14.6%	50.0%
②図書館における乳幼児一人あたりへの年間貸出点数		
平成26年度 (策定時)	令和元年度 (現状値)	令和2年度 (目標値)
2.8点 (合計5,062点)	7.6点 (合計17,720点)	8.0点

*①は、利用登録して貸出・予約サービスなどを利用した乳幼児を対象とした。

■活動指標

目標	取組み	指標	担当課	H26実績値	R1現状値	R2目標値
1	①ブックスタート事業の推進(10か月児健診時)	ブックスタートパックの配布率	中央図書館	100%	100%	100%
1	②保健センターにおける、乳幼児健康診査および母子保健事業での啓発	啓発を実施している保健センターの割合	健康づくり課	100%	66.6%	100%
1	③乳幼児の読書についての啓発	講座を開催している図書館、子育て支援センター、幼稚園、保育園の割合	中央図書館 幼児教育課	75.0%	100%	100%
1	④生れる子どものお父さんお母さんの講座	絵本づくりなどの事業の開催数	中央図書館	0回/年	0回/年	4回/年
1	⑤保護者のための出前おはなし会の実施	実施回数	中央図書館 幼児教育課	0回/年	4回/年	2回/年

目標	取組み	指標	担当課	H26 実績値	R1 現状値	R2 目標値
2	⑥おはなし会・読み聞かせの実施	おはなし会・読み聞かせを実施している図書館・保健センター・子育て支援センター・幼稚園・保育園の割合	中央図書館 幼児教育課 健康づくり課	100%	100%	100%
2	⑦パパのための読み聞かせ講座	講座の開催回数	中央図書館	0回/年	0回/年 ※コロナウイルスのため中止	2回/年
2	⑧読み聞かせボランティアの活用	受け入れている図書館、子育て支援センター、幼稚園、保育園の割合	中央図書館 幼児教育課	38.9%	58.8%	50.0%
2	⑨日本語以外の言語によるおはなし会の開催	開催回数	中央図書館	2回/年	2回/年	2回/年
3	⑩図書館における乳幼児向け絵本・紙芝居などの収集・提供・保存	図書館における乳幼児向け資料の点数	中央図書館	30,272点	33,154点	32,000点
3	⑪幼稚園・保育園における幼児向けの絵本コーナーの充実	杉並文庫の整備	幼児教育課	未整備	H29までに整備済	整備
3	⑫乳幼児向けブックリストの改定	「本となかよしおすすめリスト」の改定	中央図書館	未改訂	H30に改訂済	改訂
3	⑬移動図書館車サービス	乳幼児向けステーション数	中央図書館	0カ所	18カ所	9カ所

〈現状〉

- 成果指標に掲げた乳幼児一人あたりへの年間貸出点数は、目標値に近付いているものの、図書館を利用した乳幼児の割合については、目標値を大きく下回っています。
- 幼稚園・保育園における幼児向けの絵本コーナー（杉並文庫）を整備しました。
- 子どもと絵本を結びつけるブックスタート及びおはなし会は、活動指標の目標値を達成しています。

（課題）

- 乳幼児の絵本との出会いには、保護者の理解を一層深めることが大切であり、そのための機会をつくることが課題です。

(2) 小中学生への取組み

- 目標1：小中学生が読書の楽しさを実感できる機会を増やします
 目標2：学校図書館を、読書や授業で活用できる場所にします
 目標3：保護者に向けて、小中学生の読書の重要性について伝える機会を増やします

■成果指標

①最近1か月に本を読まない小中学生の割合		
平成26年度 (策定時)	令和元年度 (現状値)	令和2年度 (目標値)
小学校 1.6% 中学校 16.1% (平成26年度福島県読書に関する調査：福島県平均)	小学校 2.4% 中学校 23.9% (令和元年度福島県読書に関する調査：南相馬市平均)	0%
②「本を読むことが好き」と答えた小中学生の割合		
平成26年度 (策定時)	令和元年度 (現状値)	令和2年度 (目標値)
小学生 63.1% 中学生 66.7% (平成26年度全国学力・学習状況調査：南相馬市平均)	小学生 78.1% 中学生 70.6% (令和元年度全国学力・学習状況調査：南相馬市平均)	小学生 72.8% 中学生 67.9% (平成27年度全国学力・学習状況調査：全国平均)
③最近1年間で南相馬市立図書館を利用した小中学生の割合		
平成26年度 (策定時)	令和元年度 (現状値)	令和2年度 (目標値)
26.8%	26.5%	50.0%
④南相馬市立図書館における小中学生一人あたりの年間貸出点数		
平成26年度 (策定時)	令和元年度 (現状値)	令和2年度 (目標値)
年間12.2点	年間11.1点 (小学生14.8点、 中学生5.0点)	年間15.0点
⑤学校図書館における小中学生一人あたりの年間貸出点数		
平成26年度 (策定時)	令和元年度 (現状値)	令和2年度 (目標値)
年間18.9点	年間31.6点 (小学生43.9点、 中学生10.9点)	年間20.0点

*③は、利用登録して貸出・予約サービスなどを利用した小中学生を対象とした。

■活動指標

目標	取組み	指標	担当課	H26 実績値	R1 現状値	R2 目標値
1	①おはなし会・読み聞かせの実施	おはなし会・読み聞かせを実施している図書館、小中学校、児童センターの割合	中央図書館 学校教育課 幼児教育課	63.9%	69.4%	100%
1	②出前おはなし会・ブックトークの実施	出前おはなし会・ブックトークの実施回数 (学校図書館支援員活動も含む) (学校司書の活動は除く)	中央図書館	184回/年	222回/年	180回/年
1	③読み聞かせなどボランティアの活用	ボランティアを受け入れている図書館、小中学校、児童センターの割合	中央図書館 学校教育課 幼児教育課	47.2%	36.1%	50.0%
1	④日本語以外の言語によるおはなし会の開催	開催回数	中央図書館	2回/年	2回/年	2回/年
	⑤小中学校における朝読書の実施	実施している小中学校の割合	学校教育課	100%	95.2%	100%
1	⑥図書館における小中学生向け資料の収集・提供・保存	小中学生向け資料の点数	中央図書館	48,747点	43,897点	52,000点
1	⑦小中学校における学級文庫の充実	設置している小中学校の割合	学校教育課	95.2%	100%	100%
1	⑧小中学生向け図書館だよりの発行	発行回数	中央図書館	4回/年	3回/年	3回/年
2	⑨学校司書の配置	配置状況	学校教育課	0校	全校 (全21校)	全校
2	⑩学校図書館の資料の買い替えと補充	学校図書館図書標準を満たしている小中学校の割合	学校教育課	81.0%	76.2%	100%
2	⑪学校図書館利用オリエンテーションの実施	実施している小中学校の割合	学校教育課	71.4%	90.5%	100%
2	⑫学校図書館貸出返却用コンピュータシステムの導入	導入されている小中学校の割合	学校教育課	23.8%	100%	100%
2	⑬学校図書館の資料のデータ化	データ化が完了している小中学校割合	学校教育課	23.8%	57.1%	100%
2	⑭学校図書館においてインターネットが利用できる環境の整備	整備されている小中学校の割合	学校教育課	66.7%	100%	100%
2	⑮図書委員会の活動の充実	図書委員会だよりを発行している小中学校の割合	学校教育課	19.0%	33.3%	100%
3	⑯保護者向け図書館だよりの発行	発行回数	中央図書館	0回/年	0回/年	1回/年

〈現状〉

○図書館を利用した小中学生の割合は、26.5%と目標値に達していません。また、一人あたりの年間貸出数も、11.1点と目標値を下回っています。

- 「本を読むことが好き」と答えた小中学生の割合や学校図書館における小中学生への年間一人当たりの貸出点数は、大きく目標値を達成しました。学校司書を配置し、学校図書館の整備を図り、本の面白さを伝えたことが要因と考えられます。
- しかし、成果指標に掲げた最近1か月に本を読まない小中学生の割合は、目標値を下回っています。

(課題)

- 児童・生徒の発達段階に合わせた資料収集や、学校と図書館で連携した取組みを行うことが課題です。

(3) 高校生などへの取組み

目標1：高校生などが読書に興味をもつ機会を増やします

■成果指標

①最近1年間で図書館を利用した高校生などの割合		
平成26年度 (策定時)	令和元年度 (現状値)	令和2年度 (目標値)
20.0%	13.3%	50.0%
②図書館における高校生などへの一人あたりの年間貸出点数		
平成26年度 (策定時)	令和元年度 (現状値)	令和2年度 (目標値)
年間4.7点	年間2.2点	年間8.0点

*①は、利用登録して貸出・予約サービスなどを利用した高校生など(概ね16~18歳)を対象とした。

■活動指標

目標	取組み	指標	担当課	H26実績値	R1現状値	R2目標値
1	①図書館の高校生向け資料の収集・提供	高校生向け資料(ヤングアダルト資料)の点数	中央図書館	2,051点	2,904点	2,300点
1	②図書館における「ひとことカード掲示板」を利用した高校生の情報発信・情報交換の場の設置	設置状況	中央図書館	設置	設置	設置
1	③図書館での高校生企画事業の実施	実施状況	中央図書館	実施	実施	実施

目標	取組み	指標	担当課	H26 実績値	R1 現状値	R2 目標値
1	④高校生図書館だよりの発行	発行回数	中央図書館	0回/年	0回/年	1回/年
1	⑤高校学校図書館への市立図書館のサービス情報の提供	提供回数	中央図書館	12回/年	0回/年	12回/年

〈現状〉

- 図書館では、高校生向けの資料収集・提供を行うとともに、「ひと言カード」掲示板を設置し、図書館司書との情報交換の場づくりを行っています。
- 図書館での高校生企画事業では、開館10周年である令和元年度に美術作品の展示のほか高校生による出店販売を実施し、図書館での協働事業を実施できました。

(課題)

- しかし、高校生向けの図書館だよりの発行は未実施であり、さらなる情報の発信の検討が必要です。

(4) 支援を必要とする子どもへの取組み

目標1：読書活動や図書館利用がしにくい子どもが、読書に親しめる機会を増やします

■活動指標

目標	取組み	指標	担当課	H26 実績値	R1 現状値	R2 目標値
1	①布の絵本、さわる本、点字資料、録音資料の整備	整備状況	中央図書館	整備	整備	整備
1	②障がいがある子どもが本に親しむための機材の更新	設置状況	中央図書館	設置	H28に更新済	更新
1	③外国語資料の整備	実施状況	中央図書館	整備	整備 (592点)	整備
1	④外国語のおはなし会の開催	開催回数	中央図書館	2回/年	2回/年	2回/年

〈現状〉

- 活字を読みにくい子どものために、さわる絵本やデージー図書などの整備を行いました。

(課題)

- 今後、障がいをもつ子どもの保護者との意見交換などを踏まえ、更なるサービスの充実が課題です。

(5) 地域の読書活動を応援する取組み

目標 1 : 子どもの読書活動を応援するを増やします

■活動指標

目標	取組み	指標	担当課	H26 実績値	R1 現状値	R2 目標値
1	①おはなしの講習会の開催	開催回数	中央図書館	0回/年	1回/年	2回/年
1	②子どもの読書に関わる団体の交流会の開催	開催回数	中央図書館	0回/年	0回/年	1回/年

〈現状〉

○子どもの読書活動を応援する人が増えるように、平成27年度から「読み聞かせ講座」や「わらべうたの会」、「昔話の講座」などおはなしの講習会を実施しています。今後も取組みを継続していくことが重要です。

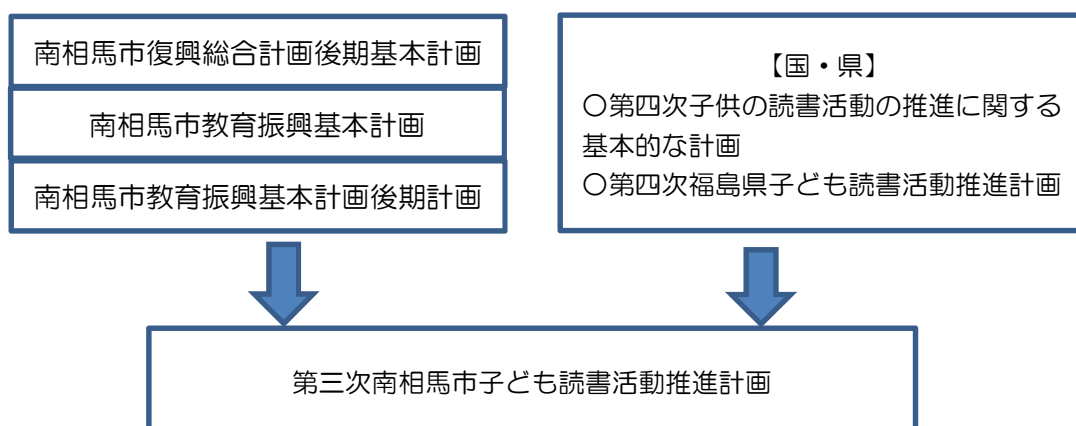
第2章 第三次南相馬市子どもの読書活動推進計画の方針

1 策定の基本的な考え方

(1) 計画の位置づけ

本計画は、子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項に基づき、策定します。また、以下の計画を踏まえ施策を推進します。

- ・第四次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画
- ・第四次福島県子ども読書活動推進計画
- ・南相馬市復興総合計画後期基本計画
- ・南相馬市教育振興基本計画後期計画



(2) 策定の考え方

第三次推進計画は、第二次推進計画の進捗状況を踏まえ、東日本大震災後や情報通信技術の進展など諸情勢の変化による子どもの読書環境の変化を捉えて策定します。

2 基本理念

東日本大震災では、多くの子どもたちが避難を強いられたり、家族と一緒に住むことができなかつたり、仮設校舎での学校生活を送ったりと、多くの困難と試練の中に身を置かなければなりません。その経験を踏まえ、子どもたちが自ら未来をひらくために、

令和2年度からスタートした南相馬市教育振興基本計画後期計画では、目指す子どもの姿として「夢と希望を持ち、挫折や苦難に負けない生きぬく力が備わった子どもたちの育成」を掲げました。

「生きぬくちから」を身につける方法の一つに、「読書」があります。読書は、子どもの想像力と感性を磨き、自分の考えや感情を伝えるためのことばを身につけさせてくれます。子どもは、ことばの獲得によって幅広い知識を習得し、必要な情報を選択して、活用する能力を培うことができます。

情報化社会の中で生まれ育っている子どもたちには、溢れる情報の中から何が正しいのか、自分で判断する力が重要となってきました。次世代を担う子どもたちが、読書を通じて読解力や判断力、想像力、思考力など「生きぬくちから」を身につけていけるよう読書活動の推進に取り組んでいきます。そこで、

『読書のちから 生きぬくちから』

を引き続き、第三次推進計画の基本理念（スローガン）に掲げます。

3 目指す子どもの読書活動推進の姿

本市の子ども読書活動を推進するために目指すべき姿を、第二次推進計画と同様に定めます。

■読書が好きな子どもがたくさんいるまち

「家族に絵本を読んでもらうのが好きな子」「友だちと学校図書館で本を選ぶ子」「図書館からたくさん本を抱えて借りていく子」「お気に入りの本を紹介する子」など、読書の楽しさを知っている子どもたちがいるまちを目指します。

■子どもに読書の楽しさを伝える人がたくさんいるまち

子どもたちの周りには、「子どもに本を読む人」「子どもに本を手渡す人」「子どもが本と出会う環境づくりをする人」など、子どもに読書の楽しさを伝える人がいるまちを目指します。

4 基本方針

本計画は、以下の3つを基本方針として、事業を展開します。

(1) 子どもの発達段階に応えた読書活動を推進します

子どもは日々成長する過程で、本に出会う機会や親しむ本が違っていきます。子どもの成長を引き出し、成長を見守る読書環境を整備し、生涯にわたり読書をする習慣を身につけるよう、読書活動を推進します。

(2) 子どもの読書に関わる団体と連携し、読書を応援する人とともに読書活動を推進します

子どもの読書には、家で読み聞かせをするご家族、幼稚園・保育園で読み聞かせをする先生、学校図書館や市立図書館で本の楽しさを伝える司書以外にも、ボランティアや子ども文庫をひらく地域の人々の存在が欠かせません。このような本と親しむ機会をつくっている身近な人と連携し、子どもの読書活動を一緒に推進します。

(3) 子どもの読書環境の整備・充実を推進します

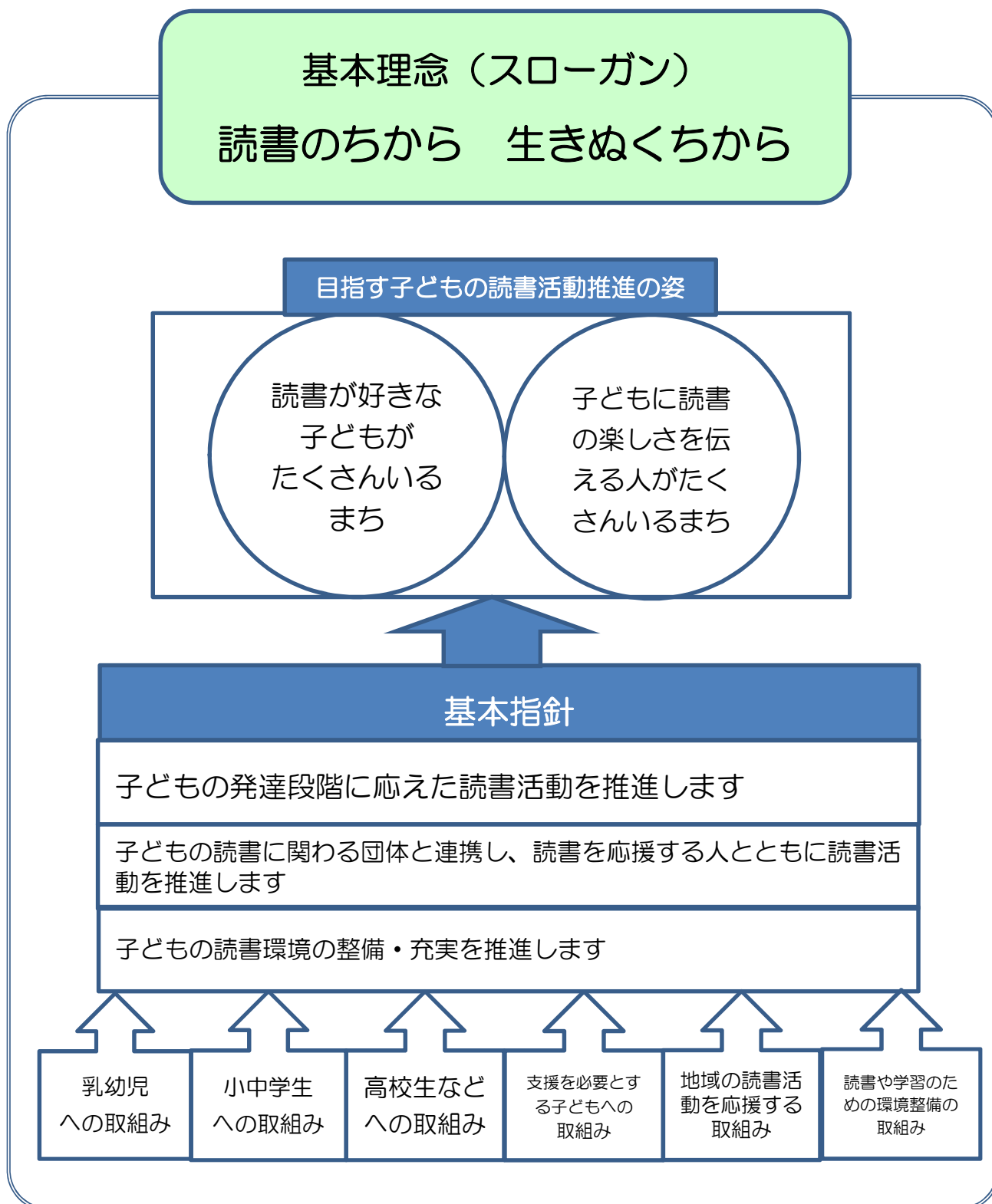
児童・青少年用図書資料の充実した提供を行うとともに、ICTを活用した情報環境の変化に対応できる読書環境の整備を目指し、電子図書等の新しい情報通信の活用の可能性について検討します。

5 計画期間

本計画は、令和3年度から令和8年度を計画期間とします。

第3章 推進のための具体的な取組み

第三次推進計画の体系図



1 乳幼児への取組み

乳幼児期は、生まれて初めてことばや文字、絵本などに接する時期であり、この時期の本にふれた体験が生涯にわたる読書習慣に大きな影響力を及ぼします。また、絵本の読み聞かせは、乳幼児と保護者にふれあいの時間をもたらすとともに、子どものころとことばを育て、想像力を豊かにします。

乳幼児への取組みは、乳幼児は絵本や物語が楽しいものであるという気づきが生まれるような環境をつくります。また、保護者の方が、子どもへの読み聞かせを積極的にできるような機会を提供します。

(1) 目標

目標 1 : 保護者に本との出会いの大切さについて伝える機会を増やします

目標 2 : 本の楽しさを実感できる機会を増やします

目標 3 : 乳幼児が本と出会うことができる環境をつくります。

■ 成果指標

①最近 1 年間で図書館を利用した乳幼児の割合	
令和元年度実績値	令和 8 年度目標値
14.6%	50.0%
②図書館における乳幼児一人あたりへの年間貸出点数	
令和元年度実績値	令和 8 年度目標値
年間 7.6 点	年間 8.0 点
③図書館における子育て支援センター・保育園・幼稚園への年間貸出点数	
令和元年度実績値	令和 8 年度目標値
年間 13,828 点	年間 15,000 点

*①と②の目標値の設定については、第二次推進計画の目標値を改めて掲げました。

*②の貸出点数については、南相馬市復興総合計画後期基本計画に掲げた市民一人当たりの貸出点数と同じ目標値に設定しました。

(2) 取組み

①ブックスタート事業の推進（乳児健診時）

②健康づくり課における、乳幼児健康診査および母子保健事業での啓発

- ③乳幼児の読書についての啓発
- ④生まれる子どもへのおはなし会 ※新規
- ⑤親子への出前おはなし会の実施
- ⑥おはなし会・読み聞かせの実施
- ⑦保護者への読み聞かせ講座 ※新規
- ⑧読み聞かせボランティアの活用
- ⑨日本語以外の言語によるおはなし会の開催
- ⑩図書館における乳幼児向け絵本・紙芝居などの収集・提供・保存
- ⑪移動図書館車サービス

2 小中学生への取組み

小中学生の時期は、心身の諸能力や機能が急速に発達する時期です。この時期の読書活動は、小学校において基礎的な読書力が完成するとともに、中学校では成人としての読書の水準に近づきます。スマートフォンやタブレット、ゲーム機を使う時間数が増えるのもこの時期ですが、読書の楽しさを持ち続けるような取組みが必要です。

また、小中学校では「総合的な学習の時間」などにおいて、「自ら学び自ら考える力」や「学び方や考え方」を育成する授業を実施する機会が増えてきています。本で調べたり、図書館を利用したりすることは、これからの能力を育成していく上で大きな活動となります。そのためには、学校図書館に常に人がいて、様々な資料を授業で活用できる環境を整備することが重要です。

そこで、小中学生への取組みでは、児童・生徒の発達段階に合わせた資料収集や読書活動を展開するとともに、学校図書館を授業で活用します。

(1) 目標

- 目標1：小中学生が読書の楽しさを実感できる機会を増やします
- 目標2：学校図書館を、読書や授業で活用できる場所にします
- 目標3：保護者に向けて、小中学生の読書の重要性について伝える機会を増やします

■成果指標

①最近 1 か月に本を 1 冊以上読んだ小中学生の割合	
令和元年度実績値	令和 8 年度目標値
小学校 97.6% 中学校 76.1% (令和元年度福島県読書に関する調査： 南相馬市平均)	小学校 100% 中学校 100%
②「本を読むことが好き」と答えた小中学生の割合	
令和元年度実績値	令和 8 年度目標値
小学校 78.1% 中学校 70.6% (令和元年度全国学力・学習状況調査： 南相馬市平均)	令和元年度実績値以上を目指す
③最近 1 年間で南相馬市立図書館を利用した小中学生の割合	
令和元年度実績値	令和 8 年度目標値
26.5% (小学生 31.7%、中学生 17.7%)	50.0% (小学生 50.0%、中学生 50.0%)
④南相馬市立図書館における小中学生一人あたりの年間貸出点数	
令和元年度実績値	令和 8 年度目標値
年間 11.1 点 (小学生 14.8 点、中学生 5.0 点)	年間 12.7 点 (小学生 15.0 点、中学生 8.0 点)
⑤学校図書館における小中学生一人あたりの年間貸出点数	
令和元年度実績値	令和 8 年度目標値
年間 31.6 点 (小学生 43.9 点、中学生 10.9 点)	年間 37.0 点

- *②の目標値については、市の令和元年度の実績が全国平均（小学校 75.0%、中学校 68.0%）及び福島県平均（小学校 74.6%、中学校 69.3%）より上回っているため。
- *③の目標値の設定については、第二次推進計画の目標値を改めて掲げました。
- *④の中学生への貸出点数については、南相馬市復興総合計画後期基本計画に掲げた市民一人当たりの貸出点数と同じ目標値に設定しました。なお、小学生への貸出点数については、令和元年度の実績値を四捨五入した点数を目標値にしております。
- *⑤の目標値の設定については、「南相馬市教育振興基本計画後期計画」の目標値（令和 5 年度目標：年間 31.0 点）を参考に算出しています。学校生活の長期休業期間を除く概ね 10 か月を対象に、計画期間中最終年度の貸出点数について、現状より 1 か月あたり 0.5 点増の 3.7 点とし、年間 37 点を目標とする。

(2) 取組み

- ①おはなし会・読み聞かせの実施
- ②学校司書によるおはなし会・ブックトークの実施
- ③読み聞かせなどボランティアの活用
- ④日本語以外の言語によるおはなし会の開催
- ⑤小中学校における朝読書の実施
- ⑥図書館における小中学生向け資料の収集・提供・保存
- ⑦小中学校における学級文庫の充実
- ⑧小中学生向け図書館だよりの発行
- ⑨専任学校司書の配置 **※新規**
- ⑩学校図書館の資料の買い替えと補充
- ⑪学校図書館利用オリエンテーションの実施
- ⑫学校図書館貸出返却用コンピュータシステムの活用 **※新規**
- ⑬学校図書館の資料のデータ化
- ⑭学校図書館においてインターネットが利用できる環境の整備
- ⑮図書委員会の活動の充実
- ⑯ICTを活用した学校図書館の充実 **※新規**
- ⑰保護者向け図書館だよりの発行

3 高校生などへの取組み

高校生など（概ね16歳～18歳）の時期は、自己を確立していく時期であり、さまざまなことに興味を持つ一方で、生活の中で読書のために時間を設けにくいこともあり、「学校読書調査報告」（全国学校図書館協議会・毎日新聞実施）によると、ここ10年来1か月に1冊も本を読まない子ども（「不読者」）が全体の半数を超えています。

高校生などの取組みでは、子どものニーズを的確に把握し、読書意欲の喚起につながるような資料収集や情報提供を行うとともに、高校生が参加しやすい事業などを実施します。

(1) 目標

目標1：高校生などが読書に興味をもつ機会を増やします

■成果指標

①最近 1 年間で図書館を利用した高校生などの割合	
令和元年度実績値	令和 8 年度目標値
13.3%	50.0%

②図書館における高校生などへの一人あたりの年間貸出点数	
令和元年度実績値	令和 8 年度目標値
年間 2.2 点	年間 8.0 点

*①、②の目標値の設定については、第二次推進計画の目標値を改めて掲げました。

(2) 取組み

- ①図書館の高校生向け資料の収集・提供
- ②図書館における「ひとことカード掲示板」を利用した高校生の情報発信・情報交換の場の設置
- ③図書館での高校生企画事業の実施
- ④高校生図書館だよりの発行
- ⑤高校学校図書館への市立図書館のサービス情報の提供
- ⑥SNS (Facebook 等) を利用した市立図書館の情報の提供 ※新規

4 支援を必要とする子どもへの取組み

身体の機能障がいや情緒的障がいを持つ子どもは、図書館が利用しにくかったり、通常の読書活動が困難な場合があります。そのため、子どもの状況に応じた支援を行う必要があります。さらに、令和 2 年 4 月には、本市に福島県立相馬支援学校が移転し、図書館との連携の在り方を検討する必要があります。

また、市内に在住する日本語以外を母国語とする子どもの読書活動を支えるために、さまざまな言語の資料の収集や提供が必要です。

支援が必要な子どもへの取組みは、一人ひとりの子どもにあった読書活動ができるよう相談体制を整備し、資料収集や提供方法の工夫に努めます。

(1) 目標

目標 1 : 読書活動や図書館利用がしにくい子どもが、読書に親しめる機会を増やします

(2) 取組み

- ①布の絵本、さわる本、点字資料、拡大資料、録音資料等の整備
- ②外国語資料の整備
- ③障がい者サービス情報の提供 ※新規
- ④特別支援教室等へのサービスの提供 ※新規
- ⑤手話によるおはなし会の開催 ※新規
- ⑥外国語のおはなし会の開催

5 地域の読書活動を応援する取組み

子どもの読書は、学校や家庭、図書館での本との出会いや読書活動が主なものですが、それ以外に地域において、子どもやその保護者のために読書活動を応援する読み聞かせのボランティアや子ども文庫をひらく市民の存在が重要です。

子どもたちの身近に、本との出会いをつくり、本の楽しさを伝えてくれる人が増えるよう取り組みます。また、このような本と親しむ機会をつくっている身近な人と連携し、子どもの読書活動を一緒に推進します。

(1) 目標

目標1：子どもの読書活動を応援する人を支援します

(2) 取組み

- ①おはなしの講習会の開催
- ②子どもの読書に関わる団体の交流会の開催
- ③ボランティア養成講座等の開催 ※新規

6 読書や学習のための環境整備の取組み

子どもの読書活動を推進するためには、子どもが読書活動を楽しむ図書館等があり、そこに読みたい本や知りたい情報が整備されていることが重要です。また、読書のきっかけづくりや課題解決のために司書が配置されていることも大きな魅力であり、レファレンスサービス

の機能充実に取り組みます。

また、本市では、小中学校においてICT環境整備を進めていることから、ICTを活用した情報環境に対応できる読書環境の整備を目指し、電子図書等の新しい情報通信の活用の可能性について検討します。

(1) 目標

目標1：多様なニーズを捉えた読書環境の整備に努めます

(2) 取組み

- ①調べ学習など授業の中での公共図書館の活用 ※新規
- ②保育園・幼稚園・小学校等への移動図書館車の運行 ※新規
- ③電子図書等の調査・研究及び導入検討 ※新規

第4章 計画の推進

1 広報と啓発

- 本計画を広く周知して、子どもの読書活動を推進します。
- 子どもの読書に関連する記念日を中心にイベントを開催し、子どもと保護者に本の楽しさを伝えます。
- イベントなどの情報を適時にわかりやすく、多くの媒体をとおして広報します。

(参考) 記念日一覧

国際子どもの本の日	4月 2日
子ども読書の日	4月23日
子どもの読書週間	4月23日～ 5月12日
文字・活字文化の日	10月27日
読書週間	10月27日～11月 9日
ふくしま教育の日	11月 1日
ふくしま教育週間	11月 1日～11月 7日

2 関係機関等との連携

- この計画の推進にあたっては、福島県教育委員会と連携し、効果的に活動を推進します。
- 他の公共図書館や私立図書館などと連携し、活動の質を高めます。

3 計画の進行管理

- 計画の着実な推進のために、定期的に計画の進捗状況を把握し、評価します。
- 進行管理を踏まえて、柔軟に活動内容や指標の見直しを行います。

4 第三次子ども読書活動推進計画 活動指標一覧

●乳幼児への取組み

目標	取組み	指標	担当課	R1実績(値)	R8目標(値)	
1	①ブックスタート事業の推進(乳児健診時)	継続	ブックスタートパックの配布率	中央図書館	100%	100%
1	②健康づくり課における、乳幼児健康診査および母子保健事業での啓発	継続	読書に関する啓発を実施している乳幼児健康診査および母子保健事業の割合	健康づくり課	100%	100%
1	③乳幼児の読書についての啓発	継続	読書に関する講座の開催や保護者向けにおたより等を配布している図書館、子育て支援センター、幼稚園、保育園の割合	中央図書館 こども育成課	100%	100%
1	④生まれる子どもへのおはなし会	新規	妊娠中の方やそのご家族を対象にした事業の開催数	中央図書館 健康づくり課	0回/年	6回/年
1	⑤親子への出前おはなし会の実施	継続	実施回数	中央図書館 こども育成課	4回/年	4回/年
2	⑥おはなし会・読み聞かせの実施	継続	おはなし会・読み聞かせを実施している図書館・保健センター・子育て支援センター・幼稚園・保育園の割合	中央図書館 こども育成課 健康づくり課	100%	100%
2	⑦保護者への読み聞かせ講座	新規	講座の開催回数(出前講座も含む)	中央図書館	1回/年	2回/年
2	⑧読み聞かせボランティアの活用	継続	受け入れている図書館、子育て支援センター、幼稚園、保育園の割合	中央図書館 こども育成課	58.8%	60.0%
2	⑨日本語以外の言語によるおはなし会の開催	継続	開催回数	中央図書館	2回/年	2回/年
3	⑩図書館における乳幼児向け絵本・紙芝居などの収集・提供・保存	継続	図書館における乳幼児向け資料の点数	中央図書館	33,154点	35,000点
3	⑪移動図書館車サービス	継続	乳幼児向けステーション数	中央図書館	18カ所	20カ所

●小中学校への取組み

目標	取組み		指標	担当課	R1実績(値)	R8目標(値)
1	①おはなし会・読み聞かせの実施	継続	おはなし会・読み聞かせを実施している図書館、小中学校、児童センターの割合	中央図書館 学校教育課 こども家庭課	69.4%	100%
1	②学校司書によるおはなし会・ブックトークの実施	継続	おはなし会・ブックトークの実施回数 (学校図書館支援員の活動も含む)	学校教育課	330回/年 (小学校300回/年、 中学生30回/年)	360回/年 (小学校300回/年、 中学生60回/年)
1	③読み聞かせなどボランティアの活用	継続	ボランティアを受け入れている図書館、小中学校、児童センターの割合	中央図書館 学校教育課 こども家庭課	36.1%	50.0%
1	④日本語以外の言語によるおはなし会の開催	継続	開催回数	中央図書館	2回/年	2回/年
1	⑤小中学校における朝読書の実施	継続	実施している小中学校の割合	学校教育課	95.2%	100%
1	⑥図書館における小中学生向け資料の収集・提供・保存	継続	小中学生向け資料の点数	中央図書館	43,897点	52,000点
1	⑦小中学校における学級文庫の充実	継続	設置している小中学校の割合	学校教育課	100%	100%
1	⑧小中学生向け図書館だよりの発行	継続	発行回数	中央図書館	3回/年	3回/年
2	⑨専任学校司書の配置	新規	配置状況	学校教育課	6校	全校
2	⑩学校図書館の資料の買い替えと補充	継続	学校図書館図書標準を満たしている小中学校の割合	学校教育課	76.2%	100%
2	⑪学校図書館利用オリエンテーションの実施	継続	実施している小中学校の割合	学校教育課	90.5%	100%
2	⑫学校図書館貸出返却用コンピュータシステムの活用	新規	活用している小中学校の割合	学校教育課	90.5%	100%
2	⑬学校図書館の資料のデータ化	継続	データ化が完了している小中学校割合	学校教育課	57.1%	100%
2	⑭学校図書館においてインターネットが利用できる環境の整備	継続	整備されている小中学校の割合	学校教育課	100%	100%
2	⑮図書委員会の活動の充実	継続	図書委員会による読書の啓発をしている小中学校の割合	学校教育課	100%	100%
2	⑯ICTを活用した学校図書館の充実	新規	ICTを活用した事業を実施している小中学校の割合	学校教育課	33.3%	100%
3	⑰保護者向け図書館だよりの発行	継続	発行回数	中央図書館	0回/年	1回/年

●高校生などへの取組み

目標	取組み		指標	担当課	R1実績(値)	R8目標(値)
1	①図書館の高校生向け資料の収集・提供	継続	高校生向け資料の点数	中央図書館	2,904点	3,000点
1	②図書館における「ひとことカード掲示板」を利用した高校生の情報発信・情報交換の場の設置	継続	設置状況	中央図書館	設置	設置
1	③図書館での高校生企画事業の実施	継続	実施状況	中央図書館	実施	実施
1	④高校生図書館だよりの発行	継続	発行回数	中央図書館	0回/年	1回/年
1	⑤高校学校図書館への市立図書館のサービス情報の提供	継続	提供学校数	中央図書館	0校	市内全校
1	⑥SNS (Facebook等)を利用した市立図書館の情報の提供	新規	提供回数	中央図書館	0回/年	4回/年

●支援を必要とする子どもへの取組み

目標	取組み		指標	担当課	R1実績(値)	R8目標(値)
1	①布の絵本、さわる本、点字資料、拡大資料、録音資料等の整備	継続	整備状況	中央図書館	整備 (さわる絵本 29点、 点字資料 55点、 デジター図書 100点)	整備 (さわる絵本 45点、 点字資料 70点、 デジター図書 115点)
1	②外国語資料の整備	継続	整備状況	中央図書館	整備 (592点)	整備 (620点)
1	③障がい者サービス情報の提供	新規	図書館ホームページに情報掲載	中央図書館	未実施	実施
1	④特別支援教室等へのサービスの提供	新規	情報や資料の提供回数	中央図書館	0回/年	1回/年
1	⑤手話によるおはなし会の開催	新規	開催回数	中央図書館 社会福祉課	0回/年	1回/年
1	⑥外国語のおはなし会の開催	継続	開催回数	中央図書館	2回/年	2回/年

●地域の読書活動を応援する取組み

目標	取組み		指標	担当課	R1実績(値)	R8目標(値)
1	①おはなしの講習会の開催	継続	開催回数	中央図書館	1回/年	2回/年
1	②子どもの読書に関わる団体の交流会の開催	継続	開催回数	中央図書館	0回/年	1回/年
1	③ボランティア養成講座等の開催	新規	開催状況	中央図書館	未開催	開催

●読書や学習のための環境整備の取組み

目標	取組み		指標	担当課	R1 実績(値)	R8 目標 (値)
1	①調べ学習など授業の中での公共図書館の活用	新規	小中学校における市立図書館の活用回数 (職場体験の実施校数も含む)	中央図書館	17回/年	20回/年
1	②保育園・幼稚園・小学校等への移動図書館車の運行	新規	すべての保育園・幼稚園・小学校における移動図書館車との連携	中央図書館	未連携	連携
1	③電子図書等の調査・研究及び導入検討	新規	学校図書館における電子図書等の導入検討	学校教育課 中央図書館	未調査	導入検討

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成 13 年 12 月 12 日号外法律第 154 号

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進

基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。
(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。
(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。
(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

学校図書館法

昭和 28 年 8 月 8 日号外法律第 185 号

(この法律の目的)

第一条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もつて学校教育を充実することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「学校図書館」とは、小学校(特別支援学校の小学部を含む。)、中学校(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)及び高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)(以下「学校」という。)において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料(以下「図書館資料」という。)を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

(設置義務)

第三条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

(学校図書館の運営)

第四条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によって、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- 一 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
- 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- 三 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
- 四 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
- 五 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。

2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

(司書教諭)

第五条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

2 前項の司書教諭は、主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭又は教諭(以下この項において「主幹教諭等」という。)をもつて充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。

3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

(学校司書)

第六条 学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(設置者の任務)

第七条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

(国の任務)

第八条 国は、第六条第二項に規定するもののほか、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、次の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。

二 学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。

三 前二号に掲げるもののほか、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

附 則 (抄)

(施行期日)

1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

(司書教諭の設置の特例)

2 学校には、平成十五年三月三十一日までの間（政令で定める規模以下の学校にあっては、当分の間）、第五条第一項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。

第三次南相馬市子ども読書活動推進計画

読書のちから 生きぬくちから

令和3年3月

編集発行 南相馬市教育委員会中央図書館
〒975-0005 福島県南相馬市原町区旭町二丁目7番地1
TEL 0244-23-7789 FAX : 0244-24-6986
URL <http://www.city.minamisoma.lg.jp>
E-mail toshokan@city.minamisoma.lg.jp
表紙イラスト 小原風子